

鶴田町の給与・定員管理等について（平成29年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

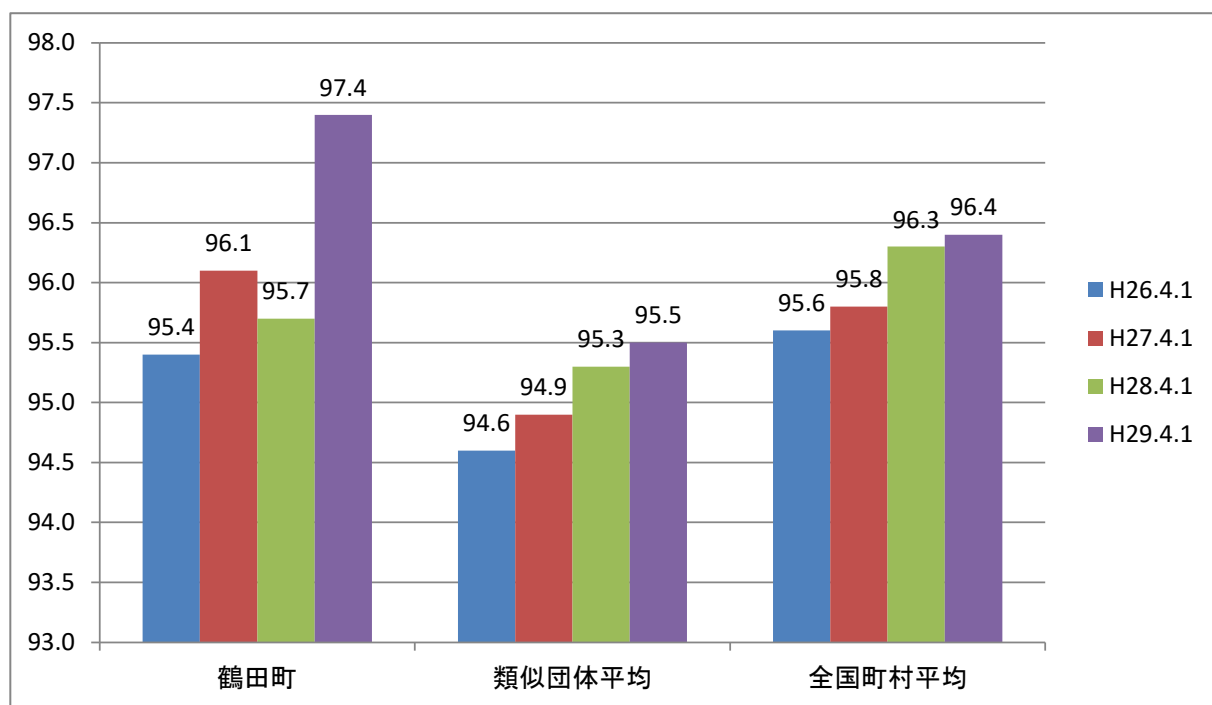
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	13,428人	5,853,356千円	188,282千円	859,108千円	14.7 %	15.3 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり	(参考) 類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A	一人当たり給与費
28年度	93 人	366,713千円	23,754千円	130,272千円	520,739千円	5,599千円	5,545千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

退職者及び採用者の増加による変動があったため。また、階層構造の変動があったため。

退職者補充のための新規職員採用は今後も継続するものと思われるが、55歳以上職員の昇給停止や平成27年4月1日の給料表見直しに係る経過措置（現給保障）を廃止するなど、給与制度の適切な運用に努めていく。

(4) 給与改定の状況

（鶴田町は人事委員会を設置していないため省略します）

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し〔実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。
 若年層については引き下げなし。高齢層については、最大4%引き下げ。4・5・6級に号俸を増設。
 激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	40.7歳	304,300円	326,500円	322,100円
青森県	43.1歳	321,600円	386,578円	352,175円
国	43.6歳	330,531円	—円	410,719円
類似団体	41.7歳	302,231円	345,438円	326,945円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	49.4歳	14人	289,100円	312,700円	314,800円
うち用務員	50.2歳	12人	296,100円	322,000円	325,500円
青森県	50.0歳	339人	303,200円	337,024円	322,437円
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—円	328,360円
類似団体	49.7歳	7人	274,416円	291,607円	283,491円

区分	民間			参考			
	対応する民間の類似職種の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
鶴田町	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	用務員	55.1歳	207,300円	1.6	5,124,300円	2,818,600円	1.8

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26~28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職（保健師等）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
鶴田町	42.5歳	316,200円	336,000円	333,300円
国	46.9歳	314,870円	—	349,161円
類似団体	43.0歳	298,348円	341,980円	311,726円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		鶴田町	青森県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	178,200円	178,200円
	高校卒	146,100円	146,100円	146,100円
技能労務職	高校卒	143,500円	143,500円	—
	中学卒	131,700円	131,700円	—
教育職	大学卒	178,200円	199,500円	—
	高校卒	146,100円	円	—
医療職	大学卒	208,000円	円	—
(保健師等)	短大3卒	195,900円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

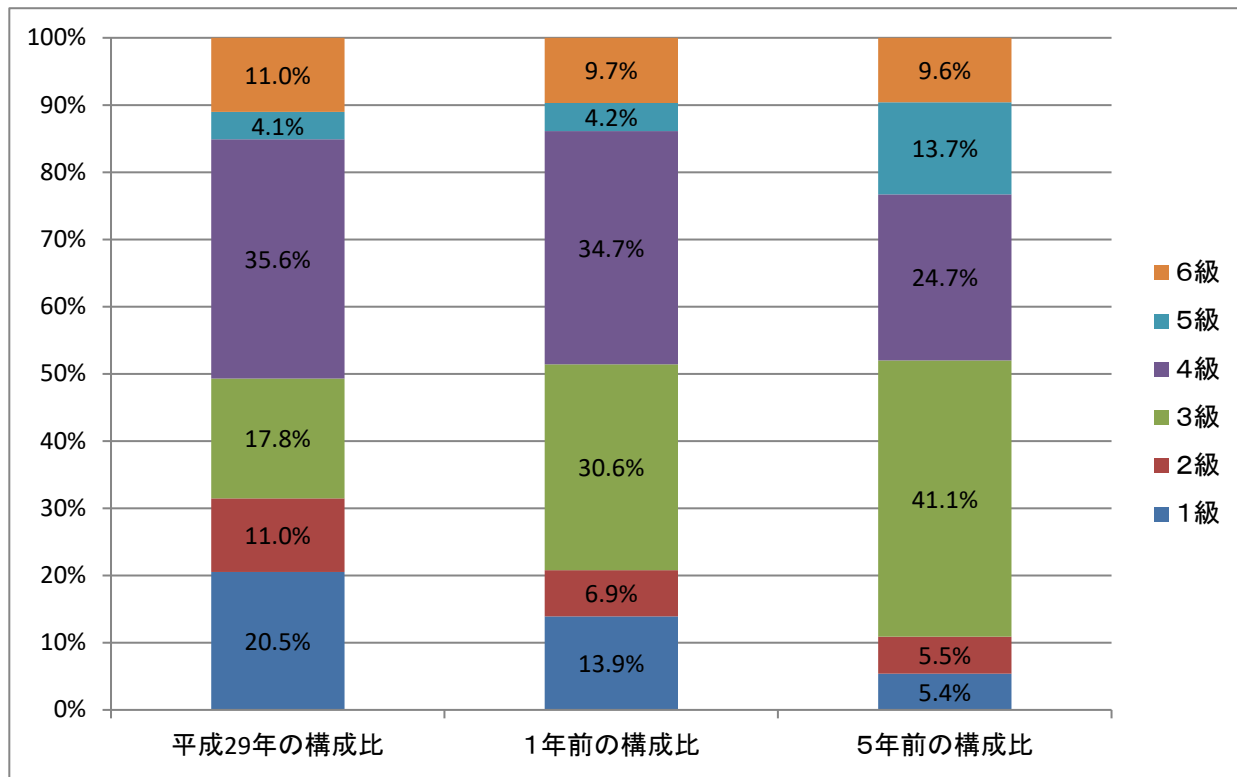
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,900円	357,350円	391,750円	399,900円
	高校卒	—	316,600円	357,100円	383,900円
技能労務職	高校卒	—	272,300円	309,750円	330,300円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	8人	11.0%	317,700円	409,400円
5級	次長・総括班長	3人	4.1%	287,100円	392,200円
4級	班長・総括主幹	26人	35.6%	261,100円	383,400円
3級	主査・主任主査	13人	17.8%	227,900円	349,200円
2級	主事	8人	11.0%	191,700円	303,400円
1級	主事	15人	20.5%	141,600円	246,600円

- (注) 1 鶴田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（鶴田町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴田町	青森県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,401千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,564千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.40) 月分 (0.75) 月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.40) 月分 (0.75) 月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務加算 5～20% ・管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鶴田町）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

鶴 田 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
調整額	在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~59,550)円×60カ月			調整額	在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~95,400)円×60カ月		
	自己都合	応募認定・定年			自己都合	応募認定・定年	
1人当たり平均支給額	— 千円	20,458千円		1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成29年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病防疫作業	0 千円	日額100円~150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	7,698 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	88 千円
支給実績（27年度決算）	13,399 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	156 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)	
扶養手当	配偶者や子などを扶養する場合		同じ	12,408 千円	210,305 円	
	配偶者	10,000円				
	子	1人(配偶者あり)				8,000円
		1人(配偶者なし)				10,000円
		2人目以降				8,000円
		16~22歳の加算				5,000円
	子以外	1人(配偶者あり)				6,500円
1人(配偶者なし)		9,000円				
2人目以降		6,500円				
住居手当	借家又は借間に住む世帯主		同じ	3,750 千円	288,462 円	
	借家、借間の場合	最高27,000円	同じ			
通勤手当	交通機関や自家用車等通勤者		同じ	2,153 千円	40,623 円	
	交通機関	最高55,000円				
	自家用車等	最高31,600円				
管理職手当	12,500円~31,000円（一般行政職）			2,699 千円	269,900 円	
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居する者 最高100,000円		同じ	0 千円	0 円	
宿日直手当	1回4,200円、5時間未満は1/2		同じ	1,025 千円	11,782 円	
休日勤務手当	休日等の勤務 時間単価×1.35		同じ	- 千円	- 円	
管理職員特別勤務手当	管理職員の休日等の勤務 管理職区分で4,000円~10,000円		同じ	0 千円	0 円	
	管理職員の平日深夜の勤務 管理職区分で3,000円~5,000円					
夜間勤務手当	深夜の勤務 時間単価×0.25		同じ	0 千円	0 円	
寒冷地手当	11~3月全職員 7,360円~17,800円		4級地と同じ	6,429 千円	69,129 円	

(注) 休日勤務手当の決算額等については、(5)の時間外勤務手当に合算して表記した。

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給料	町 長	703,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	576,000円	810,000 円	494,900 円	
	教 育 長	506,000円	667,900 円	541,500 円	
報酬	議 長	289,000円	— 円	— 円	
	副 議 長	250,000円	326,000 円	199,000 円	
	議 員	238,000円	269,000 円	171,000 円	
期末手当	町 長	(28年度支給割合)		加算措置	年間支給額
		3.05 月分	20 %	2,572,980 円	
		3.05 月分	20 %	2,108,160 円	
	副 町 長	(28年度支給割合)		加算措置	年間支給額
		3.05 月分	20 %	1,851,960 円	
		3.05 月分	20 %	1,057,740 円	
教 育 長	(28年度支給割合)		加算措置	年間支給額	
	3.05 月分	20 %	915,000 円		
	3.05 月分	20 %	871,080 円		
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		$703,000円 \times 在職月数 \times 45.5 / 100$		15,353,520 円	任期毎
		$576,000円 \times 在職月数 \times 26.5 / 100$		7,326,720 円	任期毎
	$506,000円 \times 在職月数 \times 22.5 / 100$		4,098,600 円	任期毎	
寒冷地手当		町長17,800円	副町長17,800円	教育長17,800円	(国の4級地基準)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月。教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

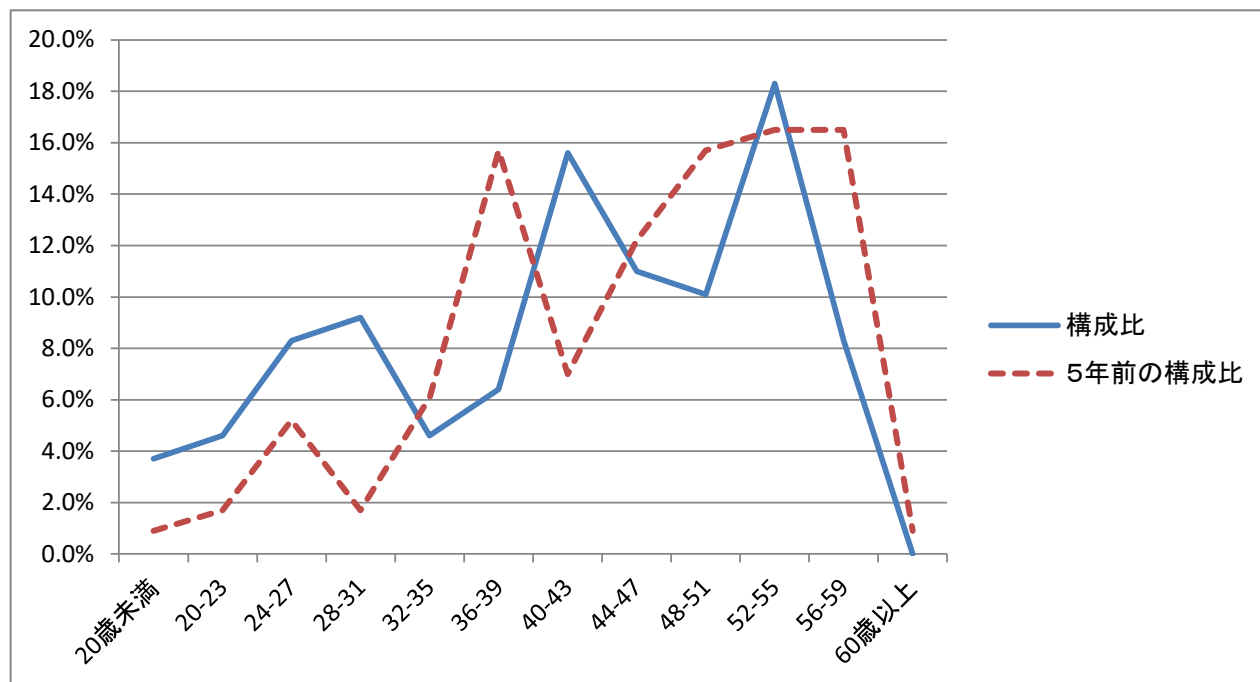
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	福祉関係を除く一般行政	56	57	1	観光部門スタッフの充実 退職不補充による職員減 参考：人口1万人当たり職員数 55.11人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.06人)
		福祉関係	18	17	△ 1	
		小 計	74	74	0	
	教 育 部 門		19	19	0	
	消 防 部 門					
小 計		93	93	0	参考：人口1万人当たり職員数 69.26人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.57人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0		
	水 道	3	3	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	11	11	0		
小 計		16	16	0		
合 計		109 [176]	109 [176]	0 [0]	参考：人口1万人当たり職員数 81.17人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	5人	9人	10人	5人	7人	17人	12人	11人	20人	9人	0人	109人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	増減数	増減率
一般行政	81	79	81	75	74	74	△7	△8.6%
教育	20	19	21	20	19	19	△1	△5.0%
消防								
普通会計計	101	98	102	95	93	93	△8	△7.9%
公営企業等会計計	14	14	14	16	16	16	2	14.3%
総合計	115	112	116	111	109	109	△6	△5.2%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
28年度	283,821千円	△ 35千円	27,364千円	9.6 %	10.1 %

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村水道 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	3人	11,904千円	318千円	4,319千円	16,541千円	5,514千円	6,166千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴田町	37.7歳	315,267円	459,472円
水道事業市町村平均	44.4歳	343,701円	513,093円
事業者	— 歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。平成28年度決算額より算出。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴田町水道事業		水道事業 (公営企業会計市町村平均)	
1人当たり平均支給額 (28年度)		1人当たり平均支給額 (28年度)	
1,440 千円		1,482 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	1.55 月分	- 月分	- 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

鶴田町水道事業			水道事業（公営企業会計市町村平均）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）			その他の加算措置		
（退職時特別昇給） 制度なし			（退職時特別昇給）		
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	10,251 千円	

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

該当なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	55 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	18 千円
支給実績（27年度決算）	123 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	41 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （28年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （28年度決算）
扶養手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		864 千円	432,000 円
住居手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		48 千円	24,000 円
単身赴任手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	内容と支給単価は鶴田町と同様	同じ		215 千円	71,667 円

（注） 休日勤務手当の決算額等については、オの時間外勤務手当に合算して表記した。